

国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 堺泉北港湾振興連絡協議会(以下「協議会」という。)は、堺泉北港の利用促進を目的に、荷主企業をはじめとする事業者が負担するコンテナ貨物輸送に係る経費に対し、予算の範囲内において国際コンテナ貨物集荷促進助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 阪神港内航フィーダー助成

堺泉北港と神戸港又は大阪港の間に就航する定期内航フィーダー航路を利用し、第6条に規定する認定申請を初めて行う時点で、新たにコンテナの輸送を開始する場合。ただし、堺泉北港と神戸港又は大阪港の間を年間10隻(月1隻程度の頻度)以上不定期に就航する船舶を利用し、第6条に規定する認定申請を初めて行う時点で新たにコンテナの輸送を開始する場合も助成対象とする。

(2) 堺泉北港新規利用コンテナ助成

堺泉北港に寄港する外航定期コンテナ航路(別表)を利用し、第6条に規定する認定申請を初めて行う時点で、新たにコンテナの輸出入を開始する場合

2 第1項に定める助成対象事業は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 輸送を開始した日(以下、「事業開始日」という)から継続して行うこと。

(2) 堺泉北港で直接、船舶(内航フィーダー航路に就航する「はしけ」も含む)へのコンテナ貨物の揚げ又は積みを行うこと。

3 第1項第2号に定める航路(別表)において、年度の期中に新たに輸出入を開始し、開始年度内に助成申請がなかった場合に限り、翌年度からの2か年におけるコンテナ貨物を助成対象とする。

(助成対象事業者及び対象貨物)

第3条 助成対象事業者は、法人たる荷主企業及び他者から依頼を受けてコンテナ貨物を輸送することを業とする者とする。ただし、同一の助成対象コンテナで申請できるのは一事業者のみとする。

2 対象貨物は、実入りコンテナ及びそれに類する貨物とする。

(助成対象期間)

第4条 事業開始日から最大2か年を対象とする。なお、対象期間の詳細は次の各号のとおりとする。

(1) 第6条に規定する認定申請年度の前年度3月から当該認定申請年度の2月末日の1年間

(2) 同認定申請年度の3月から翌年度の2月末日の1年間

(助成金額)

第5条 第4条に規定する助成対象期間最大2か年における助成金額は次の各号に定めるところにより協議会が算定した額とする。なお、助成金額については、コンテナのサイズ(20フィート、40フィート)にかかわらず輸送合計本数に下記(1)又は(2)に記す助成額(単価)を乗じた金額とする。

(1) 阪神港内航フィーダー助成

1 コンテナあたり8,000円(ただし、その額が50万円を超えるときは50万円)

(2) 堺泉北港新規利用コンテナ助成

1 コンテナあたり5,000円（ただし、その額が50万円を超えるときは50万円）

2 助成金の総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で50万円に満たない金額とする。

（助成金の認定申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条（1）及び（2）の対象期間それぞれの4月以降2月末日までに、次の各号に定める書類を協議会に提出しなければならない。

（1） 国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定申請書（第1号様式）

（2） その他協議会が必要と認める書類

（助成金の認定）

第7条 協議会は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、その計画が適当であり、助成金を交付に予定すべきものと認めたときは、国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定通知書（第5号様式）を申請者に通知するものとする。ただし、前条に係る申請は、予算の範囲内において受理するものとする。

（認定後の事業の中止）

第8条 申請者は、前条第1項の認定通知後に、事業を中止する場合は、事業中止届（第4号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の事業中止届を提出後、第9条の手続きにより助成金の交付を申請することができる。

（助成金の交付の申請）

第9条 申請者は、助成金の交付を受ける場合には、助成対象期間における輸送事業の開始後、第6条に規定する認定申請年度の各3月上旬までに、次の各号に定める書類を協議会に提出しなければならない。

（1） 国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付申請書（第3号様式）

（2） 国際コンテナ貨物集荷促進助成事業認定通知書（写し）

（3） 船荷証券など堺泉北港でのコンテナの揚げ又は積みを行ったこと及び本数等を確認できる書類の写し

（4） その他協議会が必要と認める書類（船荷証券などにおいて申請者等の輸送取引上の位置づけが分からないとき等）

（助成金の交付の決定）

第10条 協議会は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、第4条（1）及び（2）の期間ごとに、助成金の交付決定を行い、国際コンテナ貨物集荷促進助成事業交付決定通知書（第6号様式）を申請者に通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による交付決定後30日以内に交付するものとする。

（決定の取り消し等）

第11条 協議会は、助成決定者又は既に助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（1） 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

（2） 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき

（3） 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

- 1 この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

- 1 この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

堺泉北港に寄港する外航定期コンテナ航路

航路名	船社名	就航頻度	使用岸壁
青島航路	SITC CONTAINER LINES(SITC)	週1便(月)	助松埠頭8号岸壁
東南アジア・上海航路	SITC CONTAINER LINES(SITC)	週1便(日)	助松埠頭8号岸壁